

令和2年度「適合証明技術者業務講習」受講案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行い、適合した物件に適合証明書を発行することができます。「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

- 主催者** 共催：（一社）山口県建築士事務所協会・（一社）日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構
- 受講対象者** 建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有するもの（令和2年度資格取得予定でも可）
- 日時** 令和2年8月26日（水） 13:30～17:20（受付開始13:00）
※同日（午前中）に既存住宅状況調査技術者講習【更新講習】も開催します。
- 会場** 山口県セミナーパーク 1階 大研修室（定員：70名）
所在地：山口市秋穂二島1062 TEL：083-987-1410
- 受講料** 14,300円（税込・テキスト代を含む）
テキスト：『適合証明技術者実務手引 令和2年度改訂版』
- 登録料** 既存住宅現況調査技術者の有効期限により登録期間が異なります。
・登録期間1年間（有効期限が2022年3月31日の方）6,160円（税込）
・登録期間2年間（有効期限が2023年3月31日の方）12,320円（税込）
・登録期間3年間（有効期限が2024年3月31日の方）18,480円（税込）
※業務開始日は、令和3年（2021年）4月1日からです。
- 申込受付期間** 令和2年7月15日（水）～令和2年7月29日（水）
土日祝日を除く9:00～16:00

時間割

時間	内容	講師
13:30～13:40 (10分)	あいさつ（適合証明業務の重要性について）	建築士事務所協会役員等
13:40～16:40 (180分、休憩を含む)	業務の重要性、留意事項の確認、融資対象となる住宅と物件検査の流れ、一戸建て等の物件検査、マンションの物件検査、フラット35S中古タイプの物件検査、劣化状況に関する物件検査、物件検査が省略できる事例、リフォーム融資の物件検査、適合証明業務システム入力方法 など	DVD講習 (住宅金融支援機構)
16:40～17:00 (20分)	理解度確認チェック	

CPD 建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなる予定（3認定時間）。

申込方法

下記の登録申請に必要な書類を揃えて、建築士事務所協会の窓口を持参、もしくは郵送をしてください。郵送の場合は、返信用封筒を同封の上、簡易書留郵便(追跡できるもの)などで送付してください。

登録申請に必要なもの ①②⑧については様式のダウンロードができます (<https://www.kyj.jp>)

[①登録申請書](#)

[②適合証明業務に関する確認書](#)

③指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し

④登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し

⑤既存住宅状況調査技術者修了証明書又は資格者証の写し

⑥登録予定建築士の写真2枚(カラー、縦3.0cm、横2.4cm)

⑦運転免許証等本人の氏名と写真が確認できる書類の写し

[⑧講習受講申込書](#)

⑨受講料・登録料の振込の場合は、銀行等振込の控えの写し

⑩郵送の場合は切手を貼った返信用封筒(角2の封筒、簡易書留郵便など追跡ができるもの)

受講料・登録料のお支払い

受講料及び登録料を窓口、または所定の口座へお振込みによりお支払いください。
お振込み先は下記をご参照ください。

申込先

窓口名	一般社団法人 山口県建築士事務所協会
窓口住所・郵送先	〒753-0072 山口市大手町3番8号 山口県建築士会館内
電話番号	083-925-6701
F A X	083-925-6763

振込先

口座番号	山口銀行 県庁内支店 普通 0064792
口座名義	シャヤマクチケンケンチクジツムシヨキョウカイ 一般社団法人 山口県建築士事務所協会
口座番号	ゆうちょ銀行 01560-4-5845
口座名義	シャヤマクチケンケンチクジツムシヨキョウカイ 一般社団法人 山口県建築士事務所協会

(振込手数料はご負担下さい。)

受講にあたっての注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. 受講票を当日必ずご持参の上、受付にご提示ください。
3. 講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和2年度改訂版」は、講習当日にお渡しします。
4. 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
5. 講習を受講しない場合、「登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
6. 「登録証明書」は、3月以降、登録機関から登録開設者宛てに簡易書留で郵送します。
7. 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。